

困っていること

市民への支援

●料の支払いの影響を受けていると

区分(主体)	事業名	事業内容	問合せ先
猶予減免(市)	国民健康保険税の猶予と減免	コロナの影響で、一時納付が困難な場合猶予が可。前年合計所得から3割以上減少が見込まれる場合、減免は可。前年合計所得300万円以下の場合、全額免除。	市国民健康保険課 ☎216-1230(納税係) ☎216-1229(賦課係)
猶予減免(市県)	後期高齢者保険料の減免と徴収猶予	事業又は業務の休業止、失業、長期入院等で収入が3割以上減少した場合は、減免、徴収猶予ができます。前年合計所得300万円以下の場合、全額免除。	県後期高齢者医療広域連合 ☎206-1398 市長寿支援課 後期高齢者医療係 ☎216-1268
減免(市県)	後期高齢者医療の一部負担金の減免	世帯主が、事業又は業務の休業止、失業、長期入院等で収入が著しく減少し、住民税が減免、又は、非課税等で収入が低い場合は減免	
猶予減免(市)	介護保険料の減免と納付猶予	コロナの影響で収入が3割以上減少し、納付が困難な場合、徴収を猶予、又は保険料を減免。前年合計所得200万円以下の場合、全額免除。	市介護保険課保険料係 ☎216-1279
猶予減免(国)	国民年金保険料免除等の臨時特例	コロナの影響により国民年金保険料の納付が困難な場合は、一定の要件を満たせば、国民年金保険料の納付を免除又は猶予できる。	市国民年金課 ☎216-1224 各支所の国民年金担当係

事業主への支援

●営業時間短縮等による売上げ

給付(市)	タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金事業	タクシー及び運転代行の事業継続を下支えするため支援金を給付。5台まで1台あたり6万円。6台目以降は1台あたり1万円。申請期間は5月27日～6月30日。支給上限210万円。	市産業支援課 ☎216-1321
給付(国県市)	新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業	①県と市が連携して、営業時間短縮の協力要請に応じた飲食店に対し、協力金を支給する。対象の期間は、5月24日(月)～6月6日(日)14日間。協力金は、店舗の事業規模に応じて決定。市は1/10を負担。②5月10日(月)～5月23日(日)の時短要請の分については、6月1日～7月16日までの期間で申請が始まります。③申請は、HPから書類をダウンロードし書留もしくはレターパックで郵送	時短要請コールセンター鹿児島 ☎099-248-8442 (日祝日も可)
助成(市)	市宿泊施設等新型コロナウイルス対策支援補助金	安心安全な観光地域づくりのため衛生対策強化に補助金を交付。宿泊施設業者、貸切バス業者、タクシー事業者が対象。受付：令和3年4月1日～令和4年1月31日	観光プロモーション課戦略係 ☎216-1510

事業主への支援

●学校の臨時休業で従業員を休ませたり

助成(国)	雇用調整助成金(コロナ特例)	事業主が労働者に支払った休業手当の一部を助成。解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率4月末まで100%。5月・6月は90%。労働者1人あたり助成上限4月末まで月額15000円、5月～6月は月額13500円。月末後2か月以内に申請を。	鹿児島労働局職業対策課 ☎298-9705
助成(市)	雇用維持支援金	令和3年1月～3月に休業を行い、国の雇用調整助成金の交付決定を受けた者に、支給決定額の15%を支給。7月31日までに申請を。	雇用維持支援金専用ダイヤル ☎803-8671
助成(国)	小学校休業等対応支援金	令和3年1月1日～3月31日、小学校等の臨時休業により子どもの世話のため休業した労働者或いはフリーランスに支援金を支給。6月30日まで申請期限	学校等休業助成金・支援金、雇用助成金コールセンター ☎0120-60-3999
助成(国)	産業雇用安定助成金	コロナの影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の事業主に助成を行う。	鹿児島労働局職業対策課 ☎219-8713

事業主への支援

●金繰りに影響を

貸付(国)	政府系金融機関による融資	日本政策金融公庫(特別貸付、マル経融資)、商工中金(緊急対応融資)、いずれも特別利子補給制度により3年間実質無利子。	日本政策金融公庫 ☎0120-154-505 商工組合中央金庫 ☎0120-542-711
貸付(県)	県新型コロナウイルス関連事業継続支援資金	融資限度額4000万円、保証料率年0.1%、融資期間10年以内(内据置き60月以内)	県中小企業支援課 ☎286-2946
貸付(市)	市経営安定化資金と金融相談	融資限度額3000万円。危機関連保証・保証料全額補助、融資利率0.2%引下げ。セーフティネット保証対応・保証料4/5補助、資金繰り等に対する相談と4号5号等の認定	市産業支援課金融係 ☎216-1324
猶予(国県市)	税の徴収猶予の特例制度	コロナの影響で事業等に係る収入に相当の減少がある場合、徴収を猶予。最長1年間、無担保かつ延滞金なし。国税→鹿児島税務署 ☎255-8111 自動車税関係→☎805-7246 県税ほか→☎805-7242、市税→納税課☎216-1191	
猶予(国県市)	法人市民税・事業所税の申告期限延長	コロナの影響を受けて、必要書類を申告期限内に提出できない場合は、申告期限を延長できる。国税→鹿児島税務署 ☎255-8111 県税→県地域振興局 ☎805-7221 市税→市民課☎216-1172	

受診・相談センター～症状があり、受診する医療機関に迷う場合に相談を～  
①平日・・・☎099-216-1517(8:30～17:15)  
②土日祝・夜間・・・☎213-9200(キタゾノクリニック) ☎080-8742-3026(米盛病院) ☎080-8372-7676(新成病院) コロナ相談かごしま☎833-3221

新型コロナウイルスワクチン接種：コロナワクチンコールセンター☎833-9567  
鹿児島市のワクチン接種は、「接種会場」と「医療機関(AとB)」で、①医療従事者等→②高齢者(A:特養施設入所者 イ:75歳以上 ウ:65歳～74歳)→③一般(A:基礎疾患のある人 イ:その他)の順で行われ、接種券が届いてから予約します。